

越前市 広域避難場所・地区拠点基地 運営マニュアル



令和8年7月作成

市内部用（非公開）

市ホームページ公開用

内容

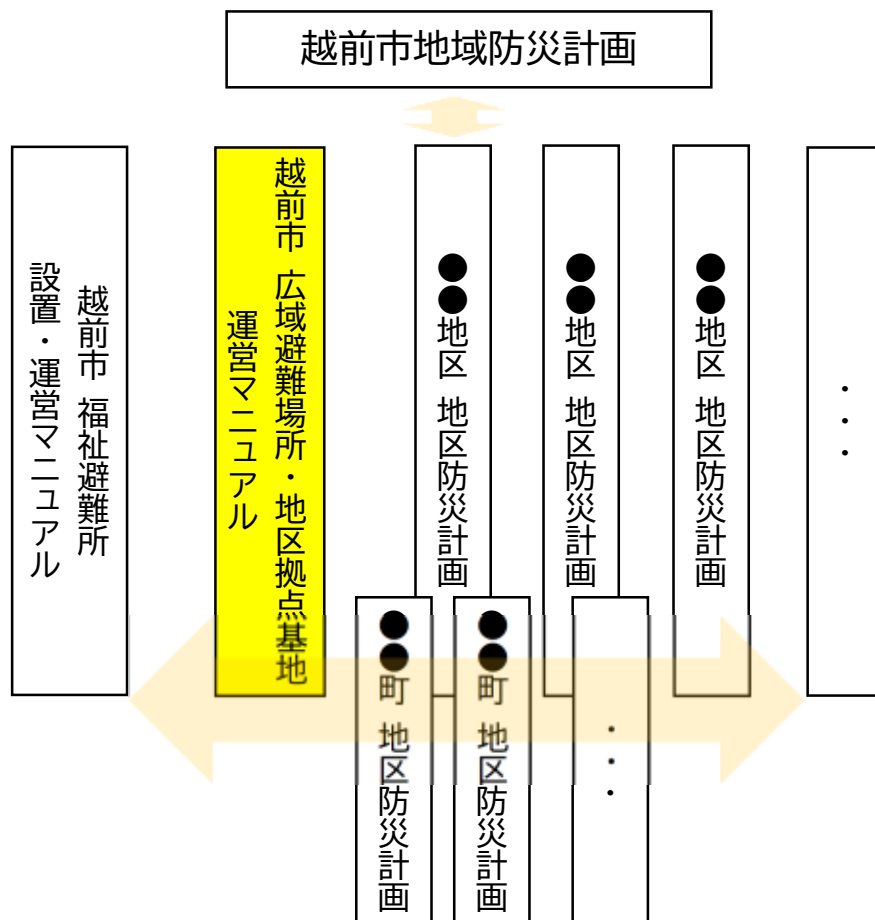
1	マニュアルの目的・位置づけ	3
2	越前市の主な避難所等の種類と役割	5
3	地震時のマニュアル	7
4	水害時のマニュアル	42
5	土砂災害時マニュアル	48

1 マニュアルの目的・位置づけ

マニュアルの目的・位置づけ

○越前市広域避難場所・地区拠点基地運営マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、災害時に、地区担当班（市職員）と、地域の自主防災組織等が、広域避難場所及び地区拠点基地を円滑に運営することができるよう、必要となる災害対応を詳細かつ具体的に取りまとめたものである。

○本マニュアルは、越前市地域防災計画に基づき、福祉避難所運営マニュアル及び各地域の地区防災計画と相互連携するものとする。



※越前市地域防災計画

越前市の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めており、越前市が作成するものである。

※越前市福祉避難所設置・運営マニュアル

越前市と協定を締結している福祉施設の福祉避難所の設置・運営手順を取りまとめたものであり、越前市が作成するものである。

※地区防災計画

想定される災害、災害時における自主防災組織の初動対応、防災資機材の保管場所等、地域の防災に関する情報を整理・集約したものであり、自治振興会又は各町内等の地域が主体となって作成し、越前市がその作成を伴走支援するものである。

2 越前市の主な避難所等の種類と役割

2 越前市の主な避難所等の種類と役割

避難所等の名称	用途	開設タイミング例	開設場所	運営者	運営者の主な業務
自主避難場所 (主に台風時)	避難所	・ 台風が福井県に上陸するとき (早めの避難のため早期開設)	原則 1 7 地区公民館 https://www.city.echizen.lg.jp/office/090/030/kominkan.html 	・ 地区担当班 (市職員)	・ 避難所運営業務
広域避難場所 (一般スペース)	避難所	・ 河川水位上昇による避難情報発令時 ・ 地震 (震度 5 弱以上) 発生時 ・ 土砂災害危険警報 (レベル 4) 発表時	市内小中学校等 ※南中山小学校を除く https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/060/bousai/hinanjo_d/fil/koikihinanbasho.pdf 	・ 地区担当班 (市職員) ・ 自治振興会や各町内の 自主防災組織 ・ 避難者 等	
広域避難場所 (福祉スペース)	要配慮者の 避難所				
福祉避難所	要配慮者の 避難所	・ 広域避難場所等で滞在が困難と なった避難行動要支援者を把握 したとき	市との福祉避難所協定施設 ▼市地域防災計画資料編の 65 頁から 66 頁を参照 https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/060/bousai/tiikibousaikeikaku_d/fil/siryo.pdf 	・ 施設職員 ・ 避難者 等	
地区拠点基地	17 地区ごとの 災害対応拠点	・ 地区内で災害が発生し、または 発生するおそれがあるとき	災害初期は各地区小学校体育館に開設 ※南中山地区のみ、南越中学校体育館に開設	・ 地区担当班 (市職員) ・ 自治振興会 等	・ 各町及び市本部等との情報伝達 (住民安否等)
一次避難場所 (地震時等)	町内の安否確認 のための場所	・ 大地震が発生したとき	公園など、各町内が定めた、各町内の一次避難場所 https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/060/bousai/hinanjo_d/fil/ichija.pdf 	・ 各町内自主防災組織	・ 各町内住民の安否確認

※いずれの避難所においても、避難生活が長期化した場合を除き、飲料水・食料品および日用品は原則として避難者自身で用意する必要がある。

※地区担当班とは、各広域避難場所におおむね5名配置される市職員のことである。

※福祉避難所の施設職員とは、民間の福祉施設に勤務する職員をいう。

※要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

3 地震時のマニュアル

3 地震時

○災害時、地区担当班（市職員）及び自主防災組織は、「いつ・誰が・何をするか」を定めた初動対応に基づいて行動する。

▽地震時の初動対応概要

▼いつ 誰が▶	越前市役所（市災害対策本部・各班）	広域避難場所（発災初期の主な運営者：地区担当班及び自治振興会等の地区の自主防災組織 等）	各町内の自主防災組織
地震発生（震度5弱以上）			
発災直後	自身や家族等の安全確保（人命最優先）		
	・職員は各配置へ参集する。 ・市災害対策本部を設置する。 ・必要に応じ福祉避難所の開設を事業所へ要請する。 ・医療機関等の稼働状況を確認する。 ・必要に応じ他市及び県（自衛隊等の派遣要請含む）等へ応援要請を行う。 ・消防、県及び地区拠点基地等と情報を伝達する。 ・火災、建物倒壊、ライフライン被害や二次災害防止（ブレーカーの遮断等）に関する情報等を市民へ発信する。 ・その他災害対応全般を行う（人命最優先）。	（1）広域避難場所へ参集し、到着した旨を市災害対策本部等へ報告する。 （2）避難者の中に負傷者や体調不良者がいる場合、応急処置を行う。必要に応じ消防等へ救助を要請する。 （3）広域避難場所の安全点検を行う。施設の安全を確認できた場合は、広域避難場所を開設し、避難者を広域避難場所建物内へ誘導する。※受付は後回し。 安全性に懸念がある場合は市災害対策本部に開設可否について相談する。 （4）避難者の中に避難行動要支援者など要配慮者がいる場合、対応を行う。 （5）避難者数及び参集職員を市災害対策本部等へ報告する。 （6）空調を稼働する（夏季・冬季）。 （7）携帯トイレ及び簡易トイレを設置する（断水している場合）。 （8）小学校体育館（南中山地区は南越中学校）に、地区拠点基地を設置し、各町内及び市災害対策本部等と情報を伝達する。（住民安否等） （9）避難者の受付を行う。 （10）市災害対策本部、市各班、その他関係者と情報を伝達する。 （11）その他災害対応全般を行う（人命最優先）。	・各町内の一次避難場所等へ参集する。 ・負傷者、体調不良者及び要救助者等がいる場合、応急処置を実施したり、必要に応じ消防等へ救助を要請する。 ・市や消防等に緊急に対応してもらう、共有する必要がある事案を市や消防等に報告する。 ・住民安否を確認し、運営本部へ報告、その他情報伝達する。 ・情報連絡, 初期消火, 避難誘導, 救出救護、給食給水等の災害初期対応を行う。 ・ブレーカーの遮断等の二次災害防止に関する情報を住民へ発信する。 ・その他災害対応全般を行う（人命最優先）。
発災後 一定時間経過	・発災直後の対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う（人命最優先）。 ・市全体被害状況を確認し、まとめる。 ・DMAT, 自衛隊等の応援派遣団体の受入れや情報伝達（特に応援が必要な箇所等）を行う。 ・感染症や衛生に関する情報を市民へ発信する。 ・物資を避難所へ運搬する、調達する。 ・要配慮者と福祉避難所を繋ぐ。	（12）発災直後の対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う（人命最優先）。 （13）広域避難場所の運営を整える。	・発災直後の対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う（人命最優先）。 ・町内住民の広域避難場所避難者を確認する。

※自治振興会と各町内の初動対応については、各地区・町内の運用によって上記と異なる場合がある。
※上記は、実際の災害時における対応の流れと同じ順序となるよう整理しているが、必ずしもこの順に推移するものではない。

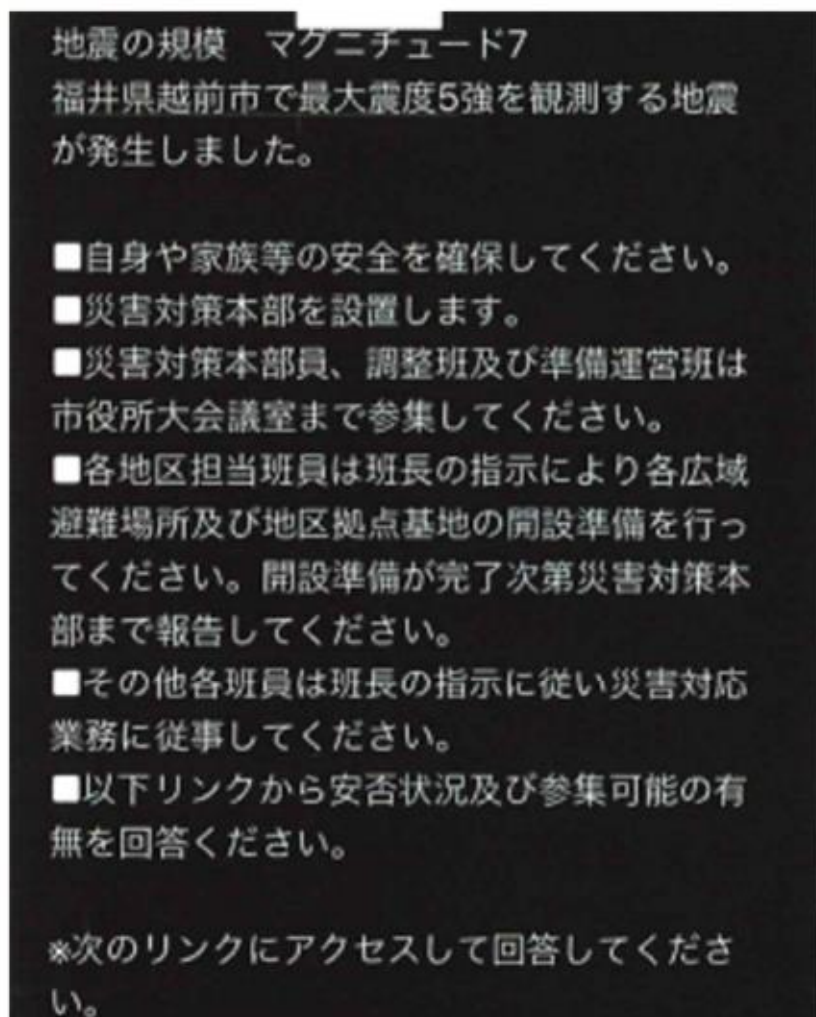
3 地震時 発災直後

(1) 広域避難場所へ参集し、到着した旨を災害対策本部等へ報告する。

○地区担当班は、震度5弱以上の地震が発生した場合、自身および家族等の安全を確保した後、越前市からの指示を待たずに広域避難場所へ参集するものとする。

※防災情報一斉配信システムから、下記のとおり自動配信による参集メールが送信されるが、システムトラブル等により当該メールが届かない場合であっても、自身及び家族等の安全を確保した後、広域避難場所へ参集するものとする。

▽参集メール例



○地区担当班は、広域避難場所へ参集後、到着した旨を電話（22-3081）又は M365 等により、市災害対策本部へ報告するものとする。

※地区担当班が参集する前に地域の自主防災組織が到着した場合であっても、電話（22-3081）により市災害対策本部へ報告してください。

3 地震時 発災直後

(2) 避難者の中に負傷者や体調不良者がいる場合、応急処置を行う。

○地区担当班及び自主防災組織は、負傷者や体調不良者がいる場合、応急対応を優先して行う。必要に応じて消防等へ救助を要請する。また、避難所に配置している救急箱を、必要に応じて取り出し使用する。

○地区担当班及び自主防災組織は、おう吐等により感染のおそれがある避難者がいる場合、当該避難者を別室に誘導する。また、吐しゃ物の処理については十分に注意して対応する。

○応急手当の方法については、平時から総務省消防庁が公開している応急手当の個別動画等により学習しておく必要がある。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/05kobetsu/index.html>



○避難所やその周辺で倒壊による下敷き等が発生した場合の応急救助方法については、以下総務省消防庁の救助動画等が参考となる。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/cat65/cat65/cat46/1-17.html>



3 地震時 発災直後

(3) 施設の安全点検を行う。

○地区担当班及び自主防災組織は、施設の安全点検を行う。施設の安全が確認できた場合は、広域避難場所を開設し、避難者を建物内へ誘導する。安全性に懸念がある場合は、市災害対策本部に開設の可否について判断を仰ぐ。なお、受付業務は後回しとなる。

○地区担当班は、施設の安全点検結果（開設可能か、要相談か）を、電話（22-3081）又はM365 等により市災害対策本部へ連絡する。

▽広域避難場所 施設安全点検項目例

点検部位	点検内容
外観	傾斜、ゆがみ等
外壁	亀裂、ズレ、変形、剥離等
屋根	落下、破損等
窓	破損等
施設敷地・周辺	土砂崩れ、散乱物等
柱	亀裂、傾斜、ゆがみ等
天井	落下、破損、亀裂、ゆがみ等
内壁	亀裂、ズレ、変形、剥離等
照明	落下、破損等
窓	破損等
ガス	ガス漏れ等
電気器具	漏電等
水道	漏水等
その他	その他

3 地震時 発災直後

(4) 避難者の中に避難行動要支援者などの要配慮者がいる場合、対応を行う

○避難行動要支援者や要配慮者が避難している場合、地区担当班及び自主防災組織は、状況に応じた配慮ある対応を行う。また、「越前市福祉避難所運営マニュアル」とも連動した対応を行うものとする。

避難行動要支援者などの要配慮者への対応①

○要配慮者は、広域避難場所の一般スペースでの避難生活が困難な場合がある。その際は、同一建物内に設置する福祉スペース（テント仕切りやベッドの配置等）へ案内する。

避難行動要支援者などの要配慮者への対応②

○要配慮者の中には、詳細な心身状態が記載された個別避難計画を作成している場合があり、地区担当班が確認する。

越前市避難行動要支援者避難支援計画 個別避難計画 表紙 記入例

避難者氏名 避難者生年月日 避難者住所 避難者電話番号 避難者家族構成 避難者職業 避難者健康状態 避難者障害 避難者アレルギー 避難者その他	避難者氏名 避難者生年月日 避難者住所 避難者電話番号 避難者家族構成 避難者職業 避難者健康状態 避難者障害 避難者アレルギー 避難者その他	避難者氏名 避難者生年月日 避難者住所 避難者電話番号 避難者家族構成 避難者職業 避難者健康状態 避難者障害 避難者アレルギー 避難者その他
---	---	---

越前市避難行動要支援者避難支援計画 個別避難計画 裏面 記入例

避難者氏名 避難者生年月日 避難者住所 避難者電話番号 避難者家族構成 避難者職業 避難者健康状態 避難者障害 避難者アレルギー 避難者その他	避難者氏名 避難者生年月日 避難者住所 避難者電話番号 避難者家族構成 避難者職業 避難者健康状態 避難者障害 避難者アレルギー 避難者その他	避難者氏名 避難者生年月日 避難者住所 避難者電話番号 避難者家族構成 避難者職業 避難者健康状態 避難者障害 避難者アレルギー 避難者その他
---	---	---

避難行動要支援者への対応③

○個別避難計画の有無に関わらず、要配慮者について、広域避難場所の福祉スペースで避難生活を継続できるか、又は福祉避難所（入居施設等の福祉施設）での避難生活が必要かを判断する必要がある。そのため、地区担当班及び自主防災組織は、避難所に配置している問診票に基づき、要配慮者本人又はその家族等に対して問診を行う。

※市保健師が広域避難場所を巡回して問診を行う場合もあるが、到着までに時間を要する。

越前市避難行動要支援者避難支援計画 個別避難計画 表紙 記入例

避難者氏名 避難者生年月日 避難者住所 避難者電話番号 避難者家族構成 避難者職業 避難者健康状態 避難者障害 避難者アレルギー 避難者その他	避難者氏名 避難者生年月日 避難者住所 避難者電話番号 避難者家族構成 避難者職業 避難者健康状態 避難者障害 避難者アレルギー 避難者その他	避難者氏名 避難者生年月日 避難者住所 避難者電話番号 避難者家族構成 避難者職業 避難者健康状態 避難者障害 避難者アレルギー 避難者その他
---	---	---

3 地震時 発災直後

(4) 避難者の中に避難行動要支援者などの要配慮者がいる場合、対応を行う

避難行動要支援者などの要配慮者への対応④

○地区担当班又は市保健師は、問診結果を市医療保健班へ伝達し、市医療保健班が当該要配慮者について福祉避難所の利用の要否を判断する。福祉避難所が必要と判断された場合は、市福祉班と福祉避難所との間で受入れ調整を行う。福祉避難所での受入れ体制が整い次第、要配慮者本人及びその家族等は、個別避難計画（作成されている場合）と問診票を持参のうえ、福祉避難所へ移動する。

避難行動要支援者などの要配慮者への対応（参考）

▽福祉避難所受け入れまでのフロー例



※地区担当班は、やむを得ない場合を除き、要配慮者の福祉避難所への移動に付き添わない。

3 地震時 発災直後

(4) 避難者の中に避難行動要支援者などの要配慮者がいる場合、対応を行う

避難行動要支援者などの要配慮者への対応（参考）

○広域避難場所の運営にあたっては、以下の例に示すとおり、避難行動要支援者以外にも、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が抱える多様なニーズに十分配慮する必要がある。

例①	声がけ等を通じて、生活環境に不具合がないかを確認する。
例②	障がいの状況等に応じた方法で情報提供を行う (紙に書いて示す、ゆっくり話す 等)。
例③	避難所の区画において、動線、音、視線等への配慮を行う。
例④	乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギー対応製品を含む。)、やわらかい食品、アレルギー食品等を優先的に提供できるよう配慮する。
例⑤	翻訳アプリを活用し、外国人との意思疎通を図る。
例⑥	授乳室や男女別の更衣室など、女性の視点に立った避難所整備を行う。

3 地震時 発災直後

(5) 避難者数及び参集職員を市災害対策本部へ報告する

○地区担当班は、避難者数及び参集職員を市災害対策本部へ報告する。なお、この時点での避難者数は、後述の避難所受付用のシステムで算出された人数ではなく、自主防災組織と協力して目視により数えるものとする。

※避難者の受付は後で行うこととし、避難者数の報告を最優先する。避難者が多い場合、この時点では人数が多少前後しても差し支えない。

○地区担当班は、参集した班員を市災害対策本部へ報告する。

3 地震時 発災直後

(6) 空調を稼働する（夏季・冬季）

○空調が整備されている広域避難場所では、地区担当班及び自主防災組織は、必要に応じて空調を稼働する。

○空調が整備されている学校体育館には、ガスを燃料とする非常用発電機も備えられる予定であり、停電時であっても一部の空調・照明・コンセントを使用可能とする想定である。このため、これらの設備を積極的に活用するものとする。

学校体育館の空調・ガス非常用発電機操作

○導入次第記載

3 地震時 発災直後

(7) 携帯トイレ及び簡易トイレを設置する（断水している場合）

○地区担当班及び自主防災組織は、断水が発生している場合、携帯トイレ及び簡易トイレを設置する。

○メーカーWEB サイト

<https://www.kenyuu.co.jp/products/bi-100v/>



※以下手順は避難所設営のために簡易的に市が作成したものです。

正確な使用方法や注意事項については必ず製品の説明書を確認ください。

トイレ① 携帯トイレの設営

○水が流れませんポスターや説明ポスターを貼る。

○凝固剤、蓄便袋、蓄便袋を入れるための受袋及び凝固剤の空袋を入れるためのプラごみ袋をトイレ入口付近にセットする。

○受袋を便器にセットする。

▽保管状態



▽内容物一式



▽水が流れませんポスター



▽凝固剤、蓄便袋等セット



▽受袋を便器にセットする



※ポスターを貼る場所については、トイレのレイアウトに応じて、柔軟に対応するものとする。

3 地震時 発災直後

(7) 携帯トイレ及び簡易トイレを設置する（断水している場合）

トイレ② 携帯トイレの使用方法

- 避難者は、蓄便袋と凝固剤を1つずつ持ってトイレに入る。
 - 避難者は、蓄便袋を便器にセットする（詳細は袋の説明書を参照）。
 - 避難者は、排泄後、凝固剤を使用する（便にかける）。
 - 避難者は、トイレットペーパーを使用する。
 - 避難者は、蓄便袋を便器から外し（受袋は外さない）、袋の口を結んで汚物袋に入れる。
- なお、凝固剤使用後の空袋は、プラごみ袋へ入れる。

▽蓄便袋と凝固剤を1つずつ持ってトイレに入る



▽蓄便袋を便器にセットする



↳排泄後、凝固剤を使用する（便にかける）。凝固剤は、排泄前に使用すると凝固しないため、排泄後に使用すること。

▽蓄便袋を便器から外し（受袋は外さない）、結んで汚物袋に入れる。

凝固剤使用後の空袋は、プラごみ袋へ入れる



3 地震時 発災直後

(7) 携帯トイレ及び簡易トイレを設置する（断水している場合）

トイレ③ 簡易トイレの設営

○メーカーWEB サイト

<https://youtu.be/pEgmkbakbXw>



※以下手順は避難所設営のために簡易的に市が作成したものです。
正確な使用方法や注意事項については必ず製品の説明書を確認ください。

○既設の便器が破損する等して不足している場合は、簡易トイレを組み立てる。

○簡易トイレに付属している受袋を便器に取り付ける。



トイレ⑤ 簡易トイレの設営

○メーカーWEB サイト

<https://www.need-co.jp/tent/tent06/>



※以下手順は避難所設営のために簡易的に市が作成したものです。
正確な使用方法や注意事項については必ず製品の説明書を確認ください。

○簡易トイレ用テントを取り出し、組み立てて整えた後、便器をテント内に搬入して設置し、セットを完了する。

○避難者は、携帯トイレの凝固剤と蓄便袋を1つずつ持って簡易トイレ用テントに入る



3 地震時 発災直後

(8) 地区拠点基地運営本部を設置し、各町内及び市災害対策本部と情報を伝達する。

○小学校体育館を担当する地区担当班及び自主防災組織は、小学校体育館に地区拠点基地を開設し、その運営本部を設置する。

※南中山地区は、南中山小学校ではなく南越中学校に地区拠点基地を開設する。

○運営本部は、主に地区担当班、公民館職員、自治振興会、区長等の地区関係者で構成するものとする。

※ただし、区長は発災初期には各町内で災害対応に当たることが想定される。

○運営本部は、各町内の安否確認結果をとりまとめ、市災害対策本部へ報告する。

※本取組は、防災危機管理課が各地区で推進しているところである。

各町内の安否確認とりまとめ手順①

○各町内は、地震発生時には一次避難場所において町内住民の安否確認を実施する。



3 地震時 発災直後

(8) 地区拠点基地運営本部を設置し、各町内及び市災害対策本部と情報を伝達する。

各町内の安否確認とりまとめ手順②

○各町内の自主防災組織は、班ごとに安否確認結果を集計する。

別添 世帯主名と世帯人数の調査のお願い

※町民の方には下表①を（世帯主名と世帯人数）に記入（1世帯につき1行記入）。次の世帯に自属ください。②以外は記入不要です。

※本図表で収集した情報は、「住民登録」及び「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき」に使用することとし、③以外には使用しません。

町内班ごとの集計 記入例

南越町（1）班
2月13日 12時00分時点

世帯番号	世帯情報確認（世帯主）					世帯主記入欄		世帯人数	世帯主確認（世帯人数）					備考（提出票が必要な世帯のメモなど）
	大所帯なし・小所帯あり 世帯主なし	1人-世帯主 12月13日現在	2人-世帯主 12月13日現在	3人以上 12月13日現在	不明・未確認	1人-世帯主 12月13日現在	2人-世帯主 12月13日現在		3人以上 12月13日現在	不明・未確認				
記入例：追加太郎								1						
記入例：白根一郎								2						
高野ちやうへい	1	0	0	0	0			4	0	0	0	0		
沢村子	0	1	0	0	0			5	4	1	0	0	0	
田中太郎	0	0	0	0	1			2	0	0	0	0	2	家族が金庫に入っている。連絡がつかない
合計														

※記入していただく方が1になり、他は0になるはず。空欄人数は「n/a(n/a)」に書き一致するはず。

※別添時、詳細に参加する世帯・人数は正確にし、F欄に記入し、別添不参加の世帯・人数は「不明」「不確」に記入。

※本票紙は「居住されている世帯がないものを除き」、直前に提出（郵送の郵付交付用）。「災害発生状況等で帳簿収支も誤りが出る等」の2点を留意しているが、**精度の高い正確な集計は不要です。**

※氏名などの個人情報を他の方に見られたいという方は、上記表には記入せず、自治会長や区長等に連絡する等の対応をお願いします。

※本票紙は複数活用、住家の空き家特定調査、応急仮設住宅決定などの調査にも活用されます。

※上記名簿は防災訓練時に各町内・各班で作成する取組を、防災危機管理課が各地区で推進している。

各町内の安否確認とりまとめ手順③

○各町内の自主防災組織は、自町内の各班の集計結果をとりまとめ、町全体の合計を運営本部へ報告する。

[illegible]

3 地震時 発災直後

(8) 地区拠点基地運営本部を設置し、各町内及び市災害対策本部と情報を伝達する。

各町内の安否確認とりまとめ手順④

○運営本部（地区担当班及び自治振興会等）は、各町から報告された安否集計結果を、地区全体の安否集計用紙（大判用紙が避難所に保管されている）に記入する。

吉野地区拠点基地運営本部 各町内の安否・被害状況集計様式 2月13日 12時00分時点

地区ごとの集計 記入例

町名	町毎の世帯数合計	町毎の住家被害（世帯数）					町毎の世帯人数合計（人数）	町毎の住家被害の合計（人数）					備考（救出救護が必要な世帯のメモなど）
		A 被害なし	B 一部被害	C 半壊	D 全壊	E 不明・未確認		F 無傷	G 軽傷	H 重傷	I 死傷	J 不明・未確認	
記入例 本保町	473	450	0	0	0	550	1250	700	0	0	550		
本保町	473	473	0	0	0	0	1153	1100	3	0	50		
片屋町	243	243	0	0	0	0	640	600	2	0	38	J 不明・未確認について、全世帯、家は無事とのこと。外出していると思われる連絡がつかず、未確認のため不明としている。	
水坂町	183	183	0	0	0	0	464	460	0	0	4		
余田町	121	121	0	0	0	0	373	373	0	0	0		
家久町	1120	1000	100	20	0	0	2730	2640	32	5	53	重傷者に救急が通い付いていない。半壊世帯の安否不明者は〇〇、〇〇、〇〇。	
芝原一丁目	248	248	8	0	0	0	555	480	20	1	54		
芝原二丁目	117	110	3	4	0	0	288	234	10	0	44		
芝原三丁目	77	70	6	1	0	0	170	154	16	0	0		
芝原四丁目	134	130	4	0	0	0	285	280	0	0	5		
芝原五丁目	587	580	1	5	1	0	1631	1510	120	1	0		
合計	3303	3150	122	30	1	0	8289	7831	293	7	248		

※A, B, C, D, E の合計は町毎の世帯数合計に概ね一致するはず。F, G, H, I, J は町毎の世帯人数合計に概ね一致するはず。
 ※避難時、訓練に参加する世帯・人数は A 損壊なし・F 無傷に記入し、訓練不参加の世帯・人数は E 不明・J 不明に記入。
 ※本集計は「逃げ遅れている世帯がないかを確認し、迅速に救出・救護の手配を行う事」、「災害初期段階で被害状況を概ね把握する事」の2点を目的としている為、精度の高い正確な集計は不要です。
 ※本集計は罹災証明、住家の被害認定調査、応急危険度判定などの調査には影響ありません。

※町ごとの世帯数合計及び世帯人数合計は、令和7年度時点の数字をあらかじめ記入している。

※本集計は以下2点を目的として実施する。

- ・逃げ遅れている世帯がないかを確認し、迅速に救出・救護の手配を行う事
- ・災害初期段階で被害状況を概ね把握する事

したがって、精度の高い正確な集計は必ずしも必要としない。町ごとの世帯数合計及び世帯人数合計が、発災時点で多少ずれていても問題ないものとする。

▽地区全体の安否集計用紙（大判用紙が避難所に保管されている）記入イメージ



各町内の安否確認とりまとめ手順⑤

○運営本部（地区担当班及び自治振興会等）は、手順④の集計結果を市本部に報告する。報告方法は電話、メール（大判用紙を写真で撮ってメールも可）等、その時の状況に応じた方法でよい。

3 地震時 発災直後

(8) 地区拠点基地運営本部を設置し、各町内及び市災害対策本部と情報を伝達する。

各町内の緊急情報（例：人命にかかわるもの、インフラ被害、河川氾濫など）の伝達方法

○各町内が把握した緊急情報は、運営本部（地区担当班及び自治振興会等）を経由せず、各町内から市（地区担当班以外の市各班）又は消防へ直接伝達するものとする。

○緊急情報を受け取った市（地区担当班以外の市各班）又は消防職員が以下図のとおり M365 に情報を共有することで地区担当班にも情報が届き、地区担当班は運営本部の自治振興会に情報共有することとする。

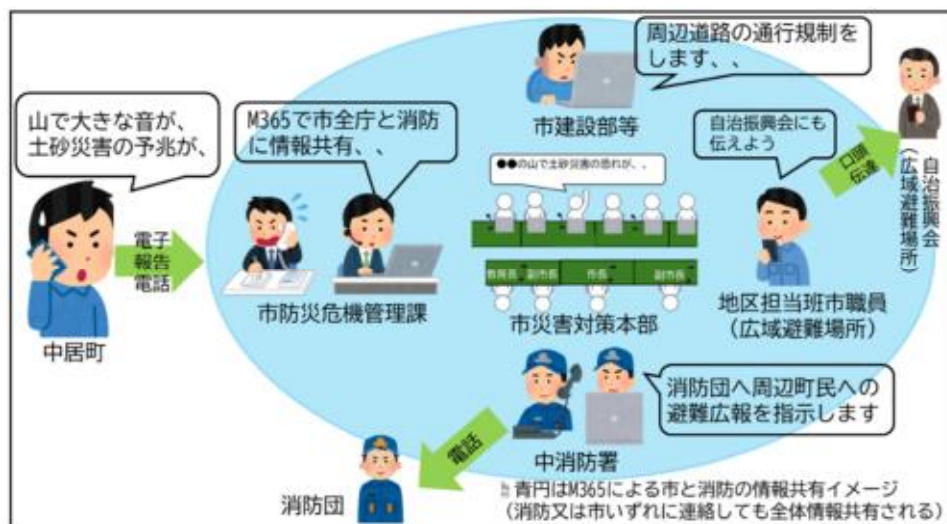


図 M365 を通じた市、消防の情報共有イメージ

○運営本部（地区担当班及び自治振興会等）は、M365 で共有された緊急情報で、自分の地区に関係するものについて、ラベルシールに記入し、航空写真（大判、避難所に保管）に貼付する。こうして地区の緊急情報をとりまとめ、避難者、地区住民及び応援機関等に対し近づかないよう注意喚起する等、二次災害防止に関する情報を周知したり、地区としての災害対応に役立てる。

▽運営本部における被害状況とりまとめイメージ



▽ラベルシールイメージ



○各町内及び一般住民等から市への緊急情報の伝達方法として、電話等に加え、下記電子申請を使用するものとする。災害時には市本部から市公式 LINE 等を通じて下記電子申請による情報提供を呼びかけるものとする。

▽電子申請 <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=donFY33K>



※QR コードは(株)デンソーウェブの登録商標です

各町内の緊急ではない情報（例：各町内からの状況報告や要望の内、緊急ではないもの）のとりまとめ

○運営本部（地区担当班及び自治振興会等）は、緊急情報以外の各町内の情報（緊急ではない要望や状況報告など）をとりまとめ、市災害対策本部に報告するものとする。報告方法は指定しない。



3 地震時 発災直後

(9) 避難者の受付を行う。

○地区担当班及び自主防災組織は、避難所がある程度落ち着き次第、避難者の受付を行うため、避難者に避難所カードを配布し、登録または記入後に回収する。

○LINE 登録ができる避難者は、自身のスマートフォン等で避難所カードの QR コードを読み取り、登録を行う。

LINE 登録ができない避難者は、避難所カードに手書きで記入する。

▽避難所カード（受付様式）

LINE登録可能な方は右のQRコードから登録ください▶ **QR**

避難所カード(様式1)

避難所 武主要小学校

LINEで入力できない方は以下をご記入してください。

記入日 年 月 日

住所

名前 姓 名 年齢 性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ その他

家族構成 家族構成 家族構成

健康状態に關して、該当項目に ☒ を入れ、該当する質問へ回答記入してください。

健康状態 ☐ 該当なし ☐ 軽微な症状 ☐ 軽微な症状(軽微な症状)

2週間以内の行動 ☐ 該当なし ☐ 海外・海外への出張 訪問先

海外や海外にいた人と交遊あり ☐ 有り ☐ 無し

いつもと違う症状 ☐ 該当なし ☐ 熱がある 時間 日数から 体温 程度

咳 ☐ 鼻水 ☐ 痰 ☐ のどの痛み ☐ 息苦しい ☐ 喉の痛み ☐ 喉乾き、喉の腫れ ☐ 嘔吐 ☐ 下痢 ☐ 嘔吐・嘔吐異常 ☐ 嘔吐または嘔吐気 ☐ 嘔吐 ☐ 嘔吐 ☐ 嘔吐、嘔吐

記入したい情報は、避難所や関係機関等からの問い合わせ対応に活用する場合があります。避難所情報は災害対応にのみ使用しません。また、ご本人の同意がなければ、第三者に個人情報を提供することはありません。

☐ 同意する ☐ 同意しない

▽避難所カードの配布イメージ



3 地震時 発災直後

(9) 避難者の受付を行う。

受付方法① 避難者の LINE 登録

○避難者（家族がいる場合は代表者のみ）は、自身のスマートフォンのカメラで避難所カードの QR コードを読み取る。



受付方法② 避難者の LINE 登録

○避難者は、自身の情報を入力し、個人情報の提供について「同意する」または「同意しない」を選択したうえで、「完了」をクリックする。

▽入力を原則必須とする項目

- ・住所 ・氏名（システム上空欄不可） ・連絡先（システム上空欄不可）
- ・性別 ・年齢 ・情報提供同意有無（システム上空欄不可）

LINE 受付方法③ 避難者の LINE 登録

○家族分も登録（家族がいない場合「終了」）

○登録後に情報を変更する場合、
県公式 LINE トーク画面右下から変更

※家族が連絡先を持っていない場合、代表者の連絡先を入力する（システム上空欄不可）。

3 地震時 発災直後

(10) 市災害対策本部、市各班、その他関係者と情報を伝達する。

○地区担当班は、市本部や市各班等へのその他の各種伝達について、M365 から伝達するものとする。

※緊急対応については、電話でも行うものとする。

(11) その他災害対応全般を行う（人命最優先）。

○地区担当班及び自主防災組織は、災害対応の初動において、人命を最優先に行動するものとする。

3 地震時 発災後一定時間経過

(12)発災直後の対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う(人命最優先)。

○地区担当班及び自主防災組織は、発災後一定時間経過した段階においても、引き続き人命を最優先に行動するものとする。

3 地震時 発災後一定時間経過

(13) 広域避難場所の運営を整える

○地区担当班及び自主防災組織は、発災直後に使用を開始した携帯トイレ等以外の残りの防災資機材も展開し、広域避難場所の運営を段階的に整える。不足物資も順次配置していく。

広域避難場所の全体レイアウト例



※器具室などの個室を有効活用する。可能な限り段ボールや仕切りなどを各世帯が持参し、プライバシー確保を図る。学校教室について、状況に応じて避難所としての利用を市本部と市教育班等で協議する。

3 地震時 発災後一定時間経過

(13) 広域避難場所の運営を整える

感染症予防及びスフィア基準への対応

○広域避難場所の運営にあたっては、感染症や災害関連死を防止する観点から、感染症予防対策やスフィア基準について、適切な対応に努めるものとする。

感染症予防及びスフィア基準対応例

①	感染症発生時のマスク及び手袋（運営者等）の着用
②	感染症発生時の換気、検温、消毒及び避難者の体調観察の実施
③	発熱や咳等の症状がある者の専用スペースへの移動
④	避難者1人あたり3.5㎡以上の居住スペース確保
⑤	避難者20人にあたり1基以上のトイレ確保
⑥	避難所の土足禁止
⑦	入浴や洗濯機会の提供
⑧	キッチンカー等の確保による食事の質の確保

※不足しているものは物資関係班により調達・運搬する。可能な限り感染症予防や生活環境の向上を図る。

3 地震時 発災後一定時間経過

(13) 広域避難場所の運営を整える

主要防災資機材一覧

○広域避難場所にある主要防災資機材一覧は以下のとおり（一部導入予定含む）

毛布	ブルーシート	折り畳みマット	投光器
			
ガソリン発電機	ガソリン缶	ガスボンベ発電機	ガスボンベ
			
テント（簡易）	折り畳みベッド	工業扇風機	コードリール
			
簡易トイレ	簡易トイレ用のテント	携帯トイレ	
			

3 地震時の初動対応 発災後一定時間経過

(13) 広域避難場所の運営を整える

防災資機材の展開① ポータブル電源の使用方法

○ポータブル電源を避難所に保管している。ガソリン発電機について、ガソリンを保管しておらず、ガソリンの調達が必要であり、初動では使用できないため、当面はポータブル電源を使用する。

※学校体育館に空調整備とあわせてガス燃料の非常用発電機が整備された場合、体育館内の一部コンセントが使用可能となる予定。その場合、当該ポータブル電源は別の場所で使用することを想定。

○ポータブル電源のメーカーWEB サイト

<https://www.jackery.jp/products/explorer-708?variant=39867357593678>



※以下手順は避難所設営のために簡易的に市が作成したものです。

正確な使用方法や注意事項については必ず製品の説明書を確認ください。



3 地震時の初動対応 発災後一定時間経過

(13) 広域避難場所の運営を整える。

防災資機材の展開② ガソリン発電機の使用法

○ガソリン発電機を避難所に配置している。ガソリンについては、避難所に保管していないため、携行缶を持って近くの停電対応ガソリンスタンドで給油する必要がある。なお、停電対応ガソリンスタンドは、経済産業省資源エネルギー庁のホームページで公開されている。

※学校体育館に空調整備とあわせてガス燃料の非常用発電機が整備された場合、体育館内の一部コンセントが使用可能となるため、当該ガソリン発電機は別の場所を使用することを想定。

▽経済産業省資源エネルギー庁 住民拠点サービスステーション等検索

URL : <https://www.enecho-ss.meti.go.jp/b/enecho/>



○1 種類目（ヤマハ EF2500i）のメーカーWEB サイト ※広域避難場所によって種類が異なる

<https://www.yamaha-motor.co.jp/generator/lineup/inverter/ef2500i/>



防災資機材の展開③ ガソリン発電機の使用法

○2 種類目（WAKITA HPG3000iS）のメーカーWEB サイト ※広域避難場所によって種類が異なる

<https://kenki.wakita.co.jp/meiho/detail/hpg3000is>



3 地震時の初動対応 発災後一定時間経過

(13) 広域避難場所の運営を整える。

防災資機材の展開③ ガソリン発電機の使用法

○3 種類目（ヤマハ EF900iS）のメーカーWEB サイト ※広域避難場所によって種類が異なる
<https://www.yamaha-motor.co.jp/generator/lineup/inverter/ef900is/>



防災資機材の展開③ ガソリン発電機の使用法

○4 種類目（ヤマハ EF4000iS）のメーカーWEB サイト ※広域避難場所によって種類が異なる
<https://www.yamaha-motor.co.jp/generator/lineup/inverter/ef4000ise/>



3 地震時の初動対応 発災後一定時間経過

(13) 広域避難場所の運営を整える。

防災資機材の展開④ カセットボンベ&ガソリン発電機の使用方法

○ガソリンについては、避難所に保管していないため、携行缶を持って近くの停電対応ガソリンスタンドで給油する必要があるため、初動では使用できないため、当面はカセットボンベを使用する。

※学校体育館に空調整備と共にガス燃料の非常用発電機が整備された場合、体育館内コンセントが一部使用可能になる為、当該発電機は別の場所での使用を想定。

○カセットボンベ&ガソリン発電機（ニチネン KG101）のメーカーWEB サイト

<https://www.nitinen.com/gcubic.html>



防災資機材の展開⑤ ブルーシート、折り畳みマットの使用方法

○ブルーシートを区画割り用に敷き、折り畳みマットをブルーシートの上に敷く。



3 地震時の初動対応 発災後一定時間経過

(13) 広域避難場所の運営を整える。

防災資機材の展開⑥ 折り畳み避難ベッドの使用方法

○折り畳み避難ベッド（信防エディックス）のメーカーWEB サイト

<https://sinbou.co.jp/emercencysupplies/>



○操作方法概要

※以下手順は避難所設営のために簡易的に市が作成したものです。

正確な使用方法や注意事項については必ず製品の説明書を確認ください。

▽箱、袋から出して広げる



⇒



▽以下画像の指先の場所をまっすぐに伸ばし（対角に2カ所ある）、枕をセッティングして完了



3 地震時の初動対応 発災後一定時間経過

(13) 広域避難場所の運営を整える。

防災資機材の展開⑦ テントの使用方法

○1 種類目のテント（キンパイ商事 ポップアップパーテーション）のメーカーWEB サイト

<https://www.kinpai.jp/products/disaster-prevention/popup-partition.html>



○操作方法概要

※以下手順は避難所設営のために簡易的に市が作成したものです。

正確な使用方法や注意事項については必ず製品の説明書を確認ください。

▽袋から取り出し、長方形に広げる



▽起こし、整えて完了



○2 種類目のテント

※以下手順は避難所設営のために簡易的に市が作成したものです。

正確な使用方法や注意事項については必ず製品の説明書を確認ください。

▽袋から取り出し、長方形に広げる



▽起こし、整えて完了



3 地震時の初動対応 発災後一定時間経過

(13) 広域避難場所の運営を整える。

防災資機材の展開⑩ 投光器の使用方法

○投光器を避難所に配置している。夜間照明等に使用できる。

○投光器（八木熊 KY フラワーライト）のメーカーWEB サイト

<https://lp.yagikuma.co.jp/ky-kyfl/>



○操作方法概要

※以下手順は避難所設営のために簡易的に市が作成したものです。

正確な使用方法や注意事項については必ず製品の説明書を確認ください。

▽箱、袋から出して広げる



▽三脚を白色範囲内まで広げ、固定する



▽灯具を取り付ける



▽カバーを外しプラグを差し込む



▽コードをセットする



▽灯具をアンロックに回す



▽LED ユニットを広げる



▽電源ボタン押す、調光ボタンで明るさ調整



3 地震時の初動対応 発災後一定時間経過

(13) 広域避難場所の運営を整える。

広域避難場所運営協議会の設置

○地区担当班及び自主防災組織は、広域避難場所を地域による主体的な運営に移行するため、広域避難場所運営協議会を設置する。

▽広域避難場所の運営協議会構成員、役割、候補者の例示

運営協議会 役職	避難所での役割	候補の方
会長	総括	自治振興会役員等
副会長	会長の補佐、防火・防犯	自治振興会役員等
総務係	総合調整、運営協議会事務 ※避難所整備、運営ルール構築、ボランティア対応等	・自治振興会 ・自主防災組織 ・地域住民 ・避難者 など
情報係	情報収集、集約、提供 ※各町内や市災害対策本部等との伝達、避難者への情報提供等	
名簿係	避難者入退管理、訪問者対応	
救護係	負傷者病人、要配慮者対応	
衛生係	感染症予防、避難所生活環境管理	
物資係	物資管理、不足物資洗い出し、炊き出し	各町区長
その他構成員	自町内避難者の支援	
その他構成員	災害 初期段階 の運営協議会事務全般	
その他構成員	運営協議会との調整、連携	
その他構成員	運営協議会への応援全般	他自治体応援職員等

※上記はあくまで目安であり、人員が不足している役への応援など、柔軟な対応が必要となる。

広域避難場所のルール構築

○地区担当班及び自主防災組織は、広域避難場所運営協議会で協議し、広域避難場所のルールを構築する。ひな形は次頁以降のとおりとし、大判用紙を各広域避難場所に保管している。

広域避難場所の全体ルール

この広域避難場所の全体ルールは次のとおりです。ルールを守り、困ったときは「おたがいさま」の精神で助け合いましょう。

広域避難場所運営協議会

○この広域避難場所は、地域住民や避難者等で構成する広域避難場所運営協議会が主体的に運営します。

○この広域避難場所の開設は、水道・ガスなどのライフラインの復旧時期や、避難者数の減少に伴う避難所の集約時期などを目安とします。

○避難者は、家族単位で避難所登録（受付）を行ってください。
避難所を退所する際（一時的な外出を除く）は、名簿係へ申し出てください。

○ペットは決められた場所で、飼い主のゲージに入れるか、リードでつないで飼育してください。飼育場所は飼い主の責任で清潔を保ち、必要に応じて消毒を行ってください。その他、「越前市ペット避難所運営マニュアル」を確認し、他の避難者との間でトラブルが生じないように留意してください。何かあった際は、衛生係まで申し出てください。

○建物内は土足禁止とします。脱いだ靴は各自で保管してください。

○夜間は、防犯上の理由により緊急時を除き施設を施錠します。
当直者を受付に配置しますので、何かあった際はそちらまで申し出てください。

○職員室など、立入り禁止としている部屋には入らないでください。

○水、食料及び物資等は、原則として全員に公平に分配します。

- ・不足する場合は、子ども、妊産婦、高齢者、要介護者、障がいのある方などに優先して配布します。
- ・在宅避難者などは、原則としてこの広域避難場所まで受け取りにきてください。
- ・ミルク、お粥などの柔らかい食事、紙おむつなどは個別に対応しますので、広域避難場所運営協議会の物資係に申し出てください。
- ・どうしても必要な物資がある場合、物資係に申し出てください。

○火気を使用する必要がある場合は、総務係に申し出てください。
所定の場所以外での喫煙は禁止します。

○清掃、水汲み、当直等は避難者全員による当番制で行います。
当番を割り振りますので協力して行ってください。

広域避難場所の生活ルール

起床・消灯・食事

○起床時間： _____ 時 _____ 分

○消灯時間： _____ 時 _____ 分

○朝食時間： _____ 時 _____ 分

○昼食時間： _____ 時 _____ 分

○夕食時間： _____ 時 _____ 分

清掃

○各世帯スペースの清掃は、各世帯が責任を持って行ってください。

○通路やトイレなどの共用スペースは、衛生係の指示に従い、避難者全員で協力して清掃してください。

○トイレは使用ルールを守り、常に清潔な状態を保ってください。

ごみ処理

○臨時ごみ集積場所は _____ です。

○各世帯で発生したごみは、原則各世帯にて臨時ごみ集積場所に搬入ください。

○分別を行ってからごみを搬入してください。

その他

○他世帯の居住スペースは立ち入ったり、覗いたりしないようにしてください。

○個人のラジオなど、音の出る機器を使用する際はイヤホンを使用ください。

○スマートフォンは居住スペース等ではマナーモードにしてください。

○夜間はスマートフォンの発光などが他の避難者に迷惑にならない場所で使用ください。

4 水害時のマニュアル

4 水害時

○災害時、地区担当班及び自主防災組織は、「いつ・誰が・何をするか」を定めた初動に基づき行動する。

水害時概要			
▼いつ 誰が▶	越前市役所（市災害対策本部・各班）	広域避難場所（発災初期の主な運営者：地区担当班及び自治振興会等の地区の自主防災組織 等）	各町内の自主防災組織
大雨注意報等 レベル2 大雨警報（侵水害） 洪水警報 レベル3	・気象情報等の全職員に周知（その他 TL 対応含む）。 ・関係職員は待機する。 ▼避難情報発令可能性が高くなった場合 ・市災害対策本部員等へ参集指示 ・市地区担当班へ広域避難場所への参集指示	（１）地区担当班は広域避難場所に参集、開錠、待機する	- （水門関係者は水門操作）
高齢者等避難 レベル3	・市災害対策本部を設置し、全庁体制へ移行する。 ・避難情報を発令する。 ・市ホームページ, 市公式 LINE, 防災行政無線, Yahoo!防災速報等を活用し避難情報を周知する。 ・消防及び広域避難場所等と情報を伝達する。 ・その他災害対応全般を行う（人命最優先, TL 対応含む）。	（２）広域避難場所を開設する。 （３）避難者が避難してきた場合に受付を行い、避難者数を市災害対策本部へ報告する。 （４）避難者の中に負傷者や体調不良者がいる場合、応急処置を行う。必要に応じ消防等へ救助を要請する。 （５）避難者の中に避難行動要支援者など要配慮者がいる場合対応を行う。 （６）空調稼働（夏季・冬季）、椅子やマット、折り畳みベッドなどを展開し、簡易的に広域避難場所を整える。 （７）各町内及び市災害対策本部等と情報を伝達する。 （８）河川氾濫が目前に迫り、洪水ハザードマップで浸水可能性がある場合、垂直避難する。 （９）その他災害対応全般を行う（人命最優先）。	・町内住民へ避難情報を周知する。 ・町内避難行動要支援者の垂直・水平避難を支援する。 ・警防（水防等）活動を行う。 ・市や消防等に緊急に対応してもらい、共有する必要がある事案を市や消防等に報告する。 ・運営本部と情報を伝達する。 ・その他災害対応全般を行う（人命最優先）。
避難指示 レベル4			
レベル5 緊急安全確保 河川氾濫等発生			
発災直後～ 一定時間経過	自身等の安全確保（人命最優先）		
	・レベル5までの対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う（人命最優先、TL 対応含む）。 ・地区拠点基地、水害発生町内等からの情報から浸水範囲、住民安否、被害状況等を確認する。 ・必要に応じ福祉避難所の開設を事業所へ要請する。 ・医療機関等の稼働状況を確認する。 ・必要に応じ他市及び県（自衛隊等の派遣要請含む）等へ応援要請を行う。 ・流水等危険箇所に近づかないよう二次災害防止に関する情報を発信する。	（10）レベル5までの対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う（人命最優先）。 （11）小学校体育館（南中山地区は南越中学校）に、地区拠点基地を設置し、各町内及び市災害対策本部等と情報を伝達する（住民安否等）。 （12）広域避難場所の運営を整える。	・レベル5までの対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う（人命最優先）。 ・負傷者及び要救助者等がいる場合、応急処置を実施したり、必要に応じ消防等へ救助を要請する。 ・市や消防等に緊急に対応してもらい、共有する必要がある事案を市や消防等に報告する。 ・氾濫区域の住民安否を確認し、運営本部へ報告、その他情報伝達する。 ・情報連絡、警防、避難誘導、救出救護、給食給水等の災害初期対応を行う。 ・流水等危険箇所に近づかない等の二次災害防止に関する情報を町内住民へ発信する。

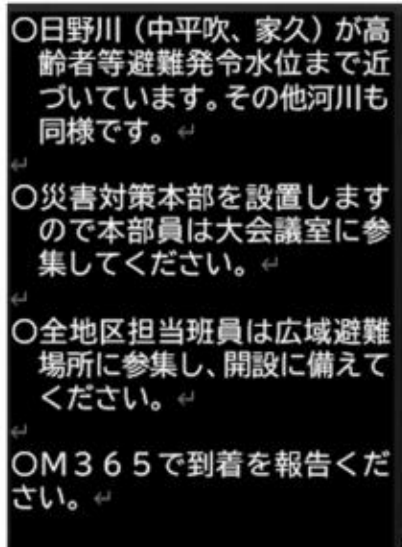
※自治振興会と各町内の初動対応については、各地区・町内の運用によって上記と異なる場合がある。
※上記は、実際の災害時における対応の流れと同じ順序となるよう整理しているが、必ずしもこの順に推移するものではない。

4 水害時 河川氾濫前

(1) 市地区担当班は広域避難場所に参加、「開錠」、待機する

○水害の場合は、地震と異なり事前の対応が可能である。大雨により河川水位が上昇し、「高齢者等避難」等の避難情報を発令する可能性が高くなった場合、市防災危機管理課から地区担当班に対して、メール及び電話にて広域避難場所への参集指示を行う。地区担当班は、受信確認のうえ、広域避難場所へ参集し、施設を開錠して待機する。

▽参集指示メール例



○日野川（中平吹、家久）が高
齢者等避難発令水位まで近
づいています。その他河川も
同様です。↵
○災害対策本部を設置しま
すので本部員は大会議室に
参集してください。↵
○全地区担当班員は広域避
難場所に参加し、開設に備
えてください。↵
○M365で到着を報告くだ
さい。↵

※受信確認方法は地震時の初動対応と同様とする。

※各区長や自治振興会にも避難情報や広域避難場所の開設状況などを周知する。

○参集指示の電話は、正副班長のみに配信され、「0570-095-999」から自動音声でかかる。

- ・聞き取れた場合 → 電話機の#ボタンを押す。
- ・もう一度聞く場合 → 電話機の1ボタンを押す。

※電話は#を押すと切れる。#を押さない場合や電話に出ない場合、自動で3回かけ直される。

○地区担当班は、**地震時と同様に**、参集職員を M365 で報告するものとする。

○水害の場合、「開錠」と「開設」が異なることに留意する必要がある。原則として、開錠の段階では、まだ避難情報は発令されていないため、広域避難場所の開設について一般には周知されていない。

このため、避難情報が発令されるまでの間は、広域避難場所には避難者がおらず、地区担当班が待機している状態となる。ただし、避難情報発令前であっても、避難者が広域避難場所に避難してきた場合には、受け入れて差し支えないものとする。

4 水害時 河川氾濫前

(2) 広域避難場所を「開設」する

○市災害対策本部を設置するなどして、「高齢者等避難」などの避難情報の発令を決定する。避難情報の発令が決定し次第、市本部班（防災危機管理課）が防災行政無線、市ホームページ、区長・自治振興会へのメール及び電話（電話は区長のみ）、市公式 LINE 等を通じて「高齢者等避難」を周知する。

○避難情報の発令を受け、広域避難場所は「開設」される。地区担当班及び自主防災組織は、避難者の受け入れ準備を進める。

○急激な河川水位の上昇等により、状況の切迫が認められる場合には、「高齢者等避難」を経ずに「避難指示」又は「緊急安全確保」を発令する場合がある。

(3) 避難者が避難してきた場合に受付を行い、避難者数を市災害対策本部へ報告する。

○地区担当班及び自主防災組織は、避難者が避難してきた場合に受付を行う。避難所カードによる受付方法は**地震時と同様**とする。

○水害時は、地震時の初動対応と異なり、避難者は原則として受付を済ませてからアリーナに入るものとする。避難者が多く、受付が追いつかない場合は、**地震時と同様に**、受付を後回しとし、避難者をアリーナへ誘導したうえで、ある程度落ち着き次第、受付を再開するものとする。

○地区担当班は、避難者数（目視で数えて差し支えない）を、**地震時と同様に** M365 越前市災害対応チームで報告するものとする。

(4) 避難者の中に負傷者や体調不良者がいる場合、応急処置を行う。必要に応じ消防等に救助を要請する。

○地区担当班及び自主防災組織は、**地震時と同様に**、応急対応を行う。

(5) 避難者の中に避難行動要支援者など要配慮者がいる場合対応を行う。

○地区担当班及び自主防災組織は、**地震時と同様に**、要配慮者への対応を行う。

4 水害時 河川氾濫前

(6) 空調稼働（夏季・冬季）、椅子やマット、折り畳みベッドなどを展開し、簡易的に広域避難場所を整える。

○発災前段階であり、避難者数は比較的少ないこと（在宅での垂直避難者が多いこと）が想定されるため、地区担当班及び自主防災組織は、広域避難場所を必要に応じて簡易的に整備するものとする。

○空調の稼働や各資機材の展開については、地震時と同様に行う。

(7) 各町内及び市災害対策本部等と情報を伝達する。

○地区担当班は、地震時と同様に、市災害対策本部及び市各班と M365 で情報を伝達する。

○広域避難場所の自主防災組織は、各町内の自主防災組織と情報伝達を行う。

(8) 河川氾濫が目前に迫り、洪水ハザードマップで浸水可能性がある場合、垂直避難する。

○地区担当班、自主防災組織及び避難者は、河川水位の上昇が進み、氾濫が目前に迫っている場合で、洪水ハザードマップにより床上浸水の可能性があるとは判断されるときは、体育館のステージ、又はそれより高いギャラリー等へ垂直避難を行うものとする。

○地区担当班及び自主防災組織は、河川水位の状況について、以下河川水位・カメラ情報サイト等から確認するものとする。

▽河川水位・カメラ情報サイト

<https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/060/kasen.html>



(9) その他災害対応全般を行う（人命最優先）。

○地区担当班及び自主防災組織は、人命を最優先に行動するものとする。

4 水害時 河川氾濫後

(10) レベル5までの対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う
(人命最優先)。

○地区担当班及び自主防災組織は、人命を最優先に行動するものとする。

(11) 地区拠点基地運営本部を設置し、各町内及び市災害対策本部と情報を伝達する。
(住民安否等)

○**地震時と同様に**、小学校体育館を担当する地区担当班及び自主防災組織が小学校体育館に地区拠点基地を開設し、その運営本部(地区担当班及び自治振興会等)を設置する。
※南中山地区は、南中山小学校ではなく南越中学校に地区拠点基地を開設する。

○運営本部は、主に地区担当班、公民館職員、自治振興会、区長等の地区関係者で構成するものとする。

※ただし、区長は発災初期には各町内で災害対応に当たることが想定される。

○運営本部(地区担当班及び自治振興会等)は、体育館ギャラリー等からの目視により、おおよその浸水範囲を確認し、市災害対策本部へ報告する。

○運営本部(地区担当班及び自治振興会等)は、各町内の安否確認結果をとりまとめ、市災害対策本部へ報告する。

○水害時は地震時と異なり、一次避難場所へ集まると、むしろ危険となる場合がある。このため、各町内は電話連絡網などさまざまな方法により安否確認を実施するものとし、最終的には、**地震時と同様に**、各町内班単位の集計表を基に町内単位の集計表を作成し、さらに地区単位の集計へと取りまとめを行うものとする。

○地区担当班は、各町内の安否確認のとりまとめ結果を、**地震時と同様に**、M365で市災害対策本部へ報告する。

○浸水が広範囲に及ばず、被害が特定の町内や居住地に限定されることも想定される。このため、水害が発生した町内に対する安否確認結果等の情報収集については、運営本部(地区担当班及び自治振興会等)だけでなく、市災害対策本部等が直接行う場合もある。

(12) 広域避難場所の運営を整える。

○**地震時と同様に**、広域避難場所の運営を整える。

5 土砂災害時マニュアル

5 土砂災害時

○災害時、地区担当班及び自主防災組織は、「いつ・誰が・何をするか」を定めた初動に基づき行動する。

土砂災害時概要			
▼いつ 誰が▶	越前市役所（市災害対策本部・各班）	広域避難場所（発災初期の主な運営者：地区担当班及び自治振興会等の地区の自主防災組織 等）	各町内の自主防災組織
大雨注意報 レベル2 大雨警報（土砂災害） レベル3 土砂災害危険警報 レベル4 又は 土砂災害予兆発生	・気象情報等の全職員に周知（その他 TL 対応含む）。 ・関係職員は待機する ・市災害対策本部員等へ参集指示 ・市地区担当班へ広域避難場所への参集指示	（１）市地区担当班は広域避難場所に参加、開錠、待機する	- （水門関係者は水門操作）
避難指示 レベル4	・市災害対策本部を設置し、全庁体制へ移行する。 ・避難情報を発令する。 ・市ホームページ、市公式 LINE、防災行政無線、Yahoo!防災速報等を活用し避難情報を周知する。 ・消防及び広域避難場所等と情報を伝達する。 ・その他災害対応全般を行う（人命最優先）。	（２）広域避難場所を開設する。 （３）避難者が避難してきた場合に受付を行い、避難者数を市災害対策本部へ報告する。 （４）避難者の中に負傷者や体調不良者がいる場合、応急処置を行う。必要に応じ消防等へ救助を要請する。 （５）避難者の中に避難行動要支援者など要配慮者がいる場合対応を行う。 （６）空調稼働（夏季・冬季）、椅子やマット、折り畳みベッドなどを展開し、簡易的に広域避難場所を整える。 （７）各町内及び市災害対策本部等と情報を伝達する。 （８）その他災害対応全般を行う（人命最優先）。	・土砂災害（特別）警戒区域を中心に、町内住民へ避難情報を周知する。 ・土砂災害（特別）警戒区域を中心に、町内避難行動要支援者の避難を支援する。 ・警防活動を行う。 ・市や消防等に緊急に対応してもらい、共有する必要がある事案を市や消防等に報告する。 ・運営本部と情報を伝達する。 ・その他災害対応全般を行う（人命最優先）。
レベル5 緊急安全確保、土砂災害発生			
発災直後～ 数時間経過	自身等の安全確保（人命最優先）		
	・レベル5までの対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う（人命最優先、TL 対応含む）。 ・地区拠点基地、土砂災害発生町内等の情報から土砂範囲、住民安否、被害状況等を確認する。 ・必要に応じ福祉避難所の開設を事業所へ要請する。 ・医療機関等の稼働状況を確認する。 ・必要に応じ他市及び県（自衛隊等の派遣要請含む）等へ応援要請を行う。 ・土砂災害危険箇所近づかない等の二次災害防止に関する情報を発信する。	（９）レベル5までの対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う（人命最優先）。 （10）小学校体育館（南越中学校含む）に、地区拠点基地を設置し、各町内及び市災害対策本部等と情報を伝達する（住民安否等）。 （11）広域避難場所の運営を整える。	・レベル5までの対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う（人命最優先）。 ・負傷者及び要救助者等がいる場合、応急処置を実施したり、必要に応じ消防等へ救助を要請する。 ・市や消防等に緊急に対応してもらい、共有する必要がある事案を市や消防等に報告する。 ・土砂災害発生区域の住民安否を確認し運営本部へ報告、その他情報伝達する。 ・情報連絡、警防、避難誘導、救出救護、給食給水等の災害初期対応を行う。 ・土砂災害危険箇所近づかない等の二次災害防止に関する情報を町内住民へ発信する。

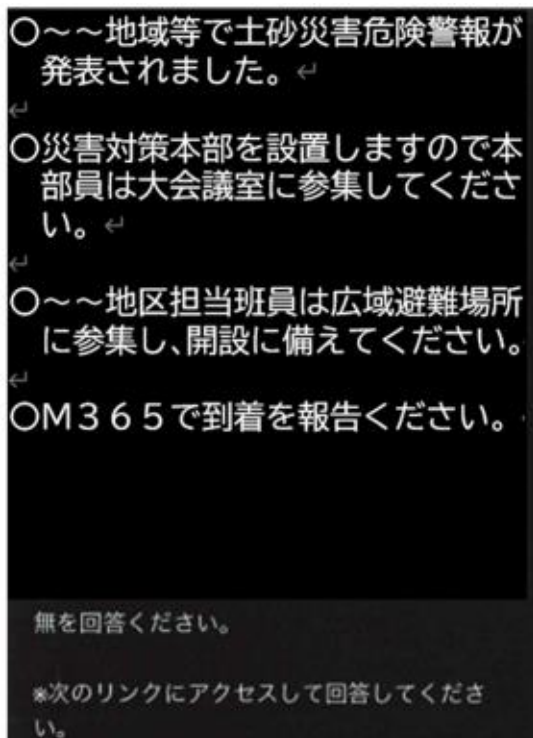
※自治振興会と各町内の初動対応については、各地区・町内の運用によって上記と異なる場合がある。
※上記は、実際の災害時における対応の流れと同じ順序となるよう整理しているが、必ずしもこの順に推移するものではない。

5 土砂災害時 土砂災害発生前

(1) 市地区担当班は広域避難場所に参加、「開錠」、待機する

○気象庁から^{レベル4}の土砂災害危険警報が発表された場合、又は土砂災害の予兆が確認された場合などには、市防災危機管理課から当該地域の地区担当班に対して、メール及び電話にて広域避難場所への参集指示を行う。地区担当班は、受信確認のうえ、広域避難場所へ参集し、施設を開錠して待機する。

参集指示メール例



○～～地域等で土砂災害危険警報が
発表されました。↵
↵
○災害対策本部を設置しますので本
部員は大会議室に参集してくださ
い。↵
↵
○～～地区担当班員は広域避難場所
に参集し、開設に備えてください。
↵
○M365で到着を報告ください。

無を回答ください。

※次のリンクにアクセスして回答してくだ
さい。

※受信確認方法は地震時の初動対応と同様とする。

※各区長や自治振興会にも避難情報や広域避難場所の開設状況などを周知する。

○参集指示の電話は、水害時と同様に、正副班長のみに自動音声でかかる。

○地区担当班は、地震時と同様に、参集職員を M365 で報告するものとする。

○土砂災害時も、水害時と同様に、「開錠」と「開設」が異なることに留意する必要がある。
原則として、開錠の段階では、まだ避難情報は発令されていないため、広域避難場所の開設について一般には周知されていない。
このため、避難情報が発令されるまでの間は、広域避難場所には避難者がおらず、地区担当班が待機している状態となる。ただし、避難情報発令前であっても、避難者が広域避難場所に避難してきた場合には、受け入れて差し支えないものとする。

5 土砂災害時 土砂災害発生前

(2) 広域避難場所を「開設」する

- 市災害対策本部を設置するなどして、「避難指示」など、避難情報の発令を決定する。
避難情報の発令が決定次第、市本部班（防災危機管理課）が防災行政無線、市ホームページ、区長・自治振興会へのメール及び電話（電話は区長のみ）、市公式 LINE 等を通じて「避難指示」を周知する。
- 避難情報の発令を受け、広域避難場所は「開設」される。地区担当班及び自主防災組織は、避難者の受け入れ準備を進める。
- 土砂災害は、水害ほど事前の対応時間が多くはないことが想定され、「高齢者等避難」を経ることなく、「避難指示」又は「緊急安全確保」を発令する場合も多いことが想定される。また、地震時と同様に、地区担当班の到着を待たずして広域避難場所を開設する可能性がある。（自主防災組織による体育館キーボックスの活用等）

(3) 避難者が避難してきた場合に受付を行い、避難者数を市災害対策本部へ報告する。

- 地区担当班及び自主防災組織は、避難者が避難してきた場合に受付を行う。避難所カードによる受付方法は、**地震時と同様**とする。
- 水害時と同様に、避難者は原則として受付を済ませてからアリーナに入るものとする。避難者が多数となり受付に支障が生じた場合は、**地震時と同様に**、受付を後回しとし、避難者をアリーナに誘導したうえで、ある程度落ち着き次第、受付を再開するものとする。
- 地区担当班は、避難者数（目視で数えて差し支えない）を、**地震時と同様に**、M365 で報告するものとする。

(4) 避難者の中に負傷者や体調不良者がいる場合、応急処置を行う。必要に応じ消防等へ救助を要請する。

- 地区担当班及び自主防災組織は、**地震時と同様に**、応急対応を行う。

(5) 避難者の中に避難行動要支援者など要配慮者がいる場合対応を行う。

- 地区担当班及び自主防災組織は、**地震時と同様に**、要配慮者への対応を行う。

5 土砂災害時 土砂災害発生前

(6) 空調稼働（夏季・冬季）、椅子やマット、折り畳みベッドなどを展開し、簡易的に広域避難場所を整える。

○地区担当班及び自主防災組織は、広域避難場所を避難者数等に応じて必要な範囲で簡易的に整備するものとする。

○空調の稼働や各資機材の展開については、**地震時と同様**に行う。

(7) 各町内及び市災害対策本部等と情報を伝達する。

○地区担当班は、**地震時と同様**に、市災害対策本部及び市各班と M365 で情報を伝達する。

○広域避難場所の自主防災組織は、各町内の自主防災組織と情報伝達を行う。

(8) その他災害対応全般を行う（人命最優先）。

○地区担当班及び自主防災組織は、人命を最優先に行動するものとする。

5 土砂災害時 土砂災害発生後

(9) レベル5までの対応を必要に応じ引き続き行い、その他災害対応全般を行う
(人命最優先)

○地区担当班及び自主防災組織は、人命を最優先に行動するものとする。

(10) 地区拠点基地運営本部を設置し、各町内及び市災害対策本部等と情報を伝達する。
(住民安否等)

○地震時と同様に、小学校体育館(南越中学校を含む)を担当する地区担当班及び自主防災組織が地区拠点基地を開設し、その運営本部を設置する。

※南中山地区は、南中山小学校ではなく南越中学校に地区拠点基地を設置する。

○運営本部は、主に地区担当班、公民館職員、自治振興会、区長等の地区関係者で構成するものとする。

※ただし、区長は発災初期には各町内で災害対応に当たることが想定される。

○土砂災害が発生した町内は、電話連絡網等のさまざまな方法により安否確認や被害状況の確認を行い、運営本部(地区担当班及び自治振興会等)へ報告するものとする。

○運営本部(地区担当班及び自治振興会等)は、土砂災害が発生した町内の住民の安否確認結果を市災害対策本部へ報告する。

※土砂災害は、被害が特定の町内及び居住地に限定されることが想定されるため、地区単位の安否確認集計は不要とし、土砂災害が発生した町内の安否確認結果のみ確認するものとする。

また、土砂災害発生町内への安否確認結果等の情報収集については、運営本部(地区担当班及び自治振興会等)だけでなく、市災害対策本部が直接行う場合も想定される。